

いきいき とうしん

平成31年4月号

柳井市と「健康づくりの推進に向けた包括的連携協定」を締結しました

柳井市と全国健康保険協会山口支部の
健康づくりの推進に向けた包括的連携協定締結式



写真右：柳井市 井原 健太郎市長
写真左：全国健康保険協会山口支部 高橋支部長

平成31年2月26日に柳井市と「健康づくりの推進に向けた包括的連携協定」を締結しました。連携協力事項は以下のとおりです。

《柳井市との連携および協力事項》

- ・健康情報等の共有に関する事
- ・疾病予防のための医療費や特定健康診査等の調査分析に関する事
- ・特定健康診査及びがん検診の受診促進に関する事
- ・市内の事業所等を通じた健康づくりの推進に関する事

柳井市と協会けんぽは、今回の協定締結による取り組みとして平成31年度に市が行うがん検診と協会けんぽの特定健診を同時実施する予定です。

この取り組みによって市民の利便性向上や受診者数の増加が見込まれます。

健康経営優良法人2019認定法人が決定しました

健康経営優良法人認定制度とは

地域の健康課題に即した取組や日本健康会議が進める健康増進の取組をもとに、特に優良な健康経営を実践している大企業や中小企業等の法人を顕彰する制度です。(経済産業省HPより)

この度、平成31年2月21日付で「健康経営優良法人2019」が発表されました。今回は大規模法人部門に820法人、中小規模法人部門に2,503法人が、日本健康会議より認定されています。

協会けんぽ山口支部加入事業所からは、中小規模法人部門で以下の16社が認定されました。

《認定企業一覧》※認定番号順に掲載しています

あんしんねっと山口株式会社、株式会社イノウエ、エネックス株式会社、有限会社エム・エム・イー、小野田商業開発株式会社、株式会社グローバルヘルスプロモーション、社会保険労務士法人桑原事務所、澤田建設株式会社、西部特アス株式会社、有限会社雙津峡開発、株式会社テレトピア、都市産業株式会社、富士運輸株式会社、富士産業株式会社、富士自動車株式会社、有限会社山口そうごう自動車学校

事業所での健康づくりに「やまぐち健幸アプリ」を活用しませんか

やまぐち健幸アプリとは

山口県民の健康寿命延伸のため、山口県が開発した健康に関するアプリで、4月1日より正式配信されたものです。

日々の健康記録の管理や健康に関するランキング表示、健康づくりで貯まったポイントによる特典の付与など様々な機能がついています。

個人での健康づくりや、事業所での健康経営に向けた取り組みなどにご活用ください。



詳細は次ページをご覧ください



全国健康保険協会 山口支部
協会けんぽ

<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

TEL : 083-974-0530 (代表)

受付時間/平日8:30~17:15

〒754-8522

山口市小郡下郷312番地2 山本ビル第3

山口県公式ウォーキングアプリ配信中!!

やまぐち健幸アプリ



毎日の
ウォーキングが
楽しくなる!!



ポイントが
どんどんたまる!!

特典カードを
ゲットして
協力店でサービスが
受けられる!!

ダウンロード無料!!
(通信費除く)

スタートダッシュ!キャンペーン



ぶちうま! 山口
「あおぞら」
定価 10,000 円
3名



ぶちうま! 山口
「ゆうなぎ」
定価 5,000 円
5名



ぶちうま! 山口
「こもれび」
定価 3,500 円
10名

- ・参加対象
山口県内に在住・通勤・通学の18歳以上の方
- ・応募条件
「やまぐち健幸アプリ」で500ポイント貯める(健診受診は必須)
- ・実施期間
2019年4月1日~9月30日
- ・当選発表
2019年10月末頃
※商品の発送をもって発表にかえさせていただきます。

今すぐアプリをダウンロード!



やまぐち健幸アプリ

検索

※AppleおよびAppleのロゴは、米国もしくはその他の国や地域におけるApple Inc.の商標です。Apple Storeは、Apple Inc.のサービスマークです。
※Google PlayおよびGoogle Playロゴは、Google LLCの商標です。

お問い合わせ窓口

カラダライブ
コールセンター  0570-077-122

受付時間 9:00~18:00(12/29~1/5を除く)
※サービス名は「山口県」とお伝えください。

山口県 健康福祉部 健康増進課
TEL 083-933-2950

健診後は特定保健指導を必ずご利用ください！

健診結果を活かし、生活習慣病になる前（今ならまだ間に合う方）に、保健師・管理栄養士が生活習慣の改善をご提案・3～6か月の取り組みを無料でサポートするのが、特定保健指導です。

対象となる方は、**約2割！**

知らず知らずのうちに状態が悪化し、「要医療」または突然、脳梗塞や心筋梗塞などの重篤な症状に陥る前に、せっかくあるこの仕組みを確実に活用し、元気な社員・元気な企業をつくっていきましょう。



検診車による生活習慣病予防健診、やります！

県内各地で検診車による健診を実施しますので、ぜひご利用ください。

なお、会場等につきましては、6月以降、協会けんぽホームページへ掲載しますので、チェックいただきますようお願いいたします。

生活習慣病予防健診をご利用されない場合、定期健康診断結果のご提供をお願いします

生活習慣病のリスクの高い方が特定保健指導を受けるには、健診結果をご提供いただく必要があります。

また、定期健康診断結果をご提供をいただくことにより、下記インセンティブ制度の評価指標である特定健診等の受診率に反映します。

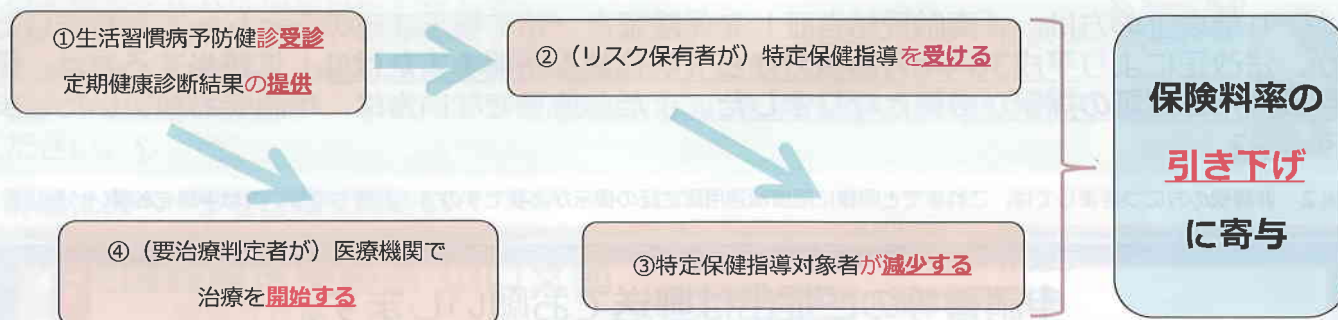
生活習慣病予防健診をご利用でない場合は、定期健診の結果提供をお願いします。

平成30年度からインセンティブ（報奨金）制度が始まりました

～加入者・事業主の皆様のご行動によって保険料率が増減します！～

以下の5項目の評価指標に基づいて47都道府県支部をランクづけし、上位過半数に該当した支部については、支部ごとの得点に応じて保険料率が引き下げられます。

- ①特定健診等の受診率、②特定保健指導の実施率、③特定保健指導対象者数の減少率、
④医療機関への受診勧奨を受けた要治療者の医療機関受診率、⑤後発医薬品の使用割合



事業主・加入者の皆様へ
平成30年度 被扶養者資格の再確認及びマイナンバーの確認に
ご協力いただきありがとうございました

協会けんぽでは、保険給付及び高齢者医療制度における納付金の適正化を図ることを目的として、健康保険の被扶養者となっている方が、現在もその状況にあるかを確認させていただくため、平成30年6月から8月にかけて扶養者資格を再確認させていただきました。

なお、30年度については、上記に加えて、被扶養者及び70歳以上の被保険者のみなさまのうち、協会においてマイナンバーの確認ができていない方について、マイナンバーの確認作業を同時に実施いたしました。

事業主及び加入者のみなさまには「被扶養者状況リスト」、「マイナンバー確認リスト」等の提出にご協力いただき、ありがとうございました。

被扶養者資格の再確認

〈結果〉

被扶養者資格の再確認を行った結果は、以下のとおりです。（平成30年11月16日現在）

被扶養者から除かれた人 : 全国で約7.1万人うち山口支部約760人
削除による効果 : 全国で17億円程度が見込まれます（高齢者医療制度への負担軽減額）

〈削除となった主な理由〉

被扶養者から除かれた理由は『就職したが削除する届出を年金事務所へ提出していなかった。』というものが大半でしたが、収入超過による削除についても見受けられました。

〈届出はその都度必要です〉

健康保険では、ご家族が健康保険の被扶養者になる場合のほか、就職や一定の収入を超えた場合など、被扶養者の条件に該当しなくなったときも「健康保険被扶養者（異動）届」の提出が必要です。被扶養者に異動があった場合は、すみやかな届出にご協力をお願いします。

※提出先は日本年金機構となります。

マイナンバーの確認

マイナンバーの確認を行った結果は、以下のとおりです。（平成30年11月26日現在）

リストを提出いただいた事業所数 : 全国で約52万事業所うち山口支部約6,400事業所
マイナンバーを回答いただいた人数 : 全国で約198万人うち山口支部約2.8万人

限度額適用認定証をご利用ください！

70歳未満の方は、限度額適用認定証を保険証と併せて医療機関等の窓口に表示すると、1か月（1日から月末まで）の窓口でのお支払いが自己負担限度額までで済みます。※1

※1 保険医療機関（入院・外来別）・保険薬局等それぞれでの取扱いです。そのため、同じ月に複数受診がある場合や、世帯合算・多数該当等に該当する場合は、高額療養費として払い戻しの対象になることがあります。詳しくは協会けんぽへご相談ください。

70歳以上の方は、「高齢受給者証」を保険証と一緒に提示するのみとなっておりますが、法改正により平成30年8月診療分から「現役並み所得ⅠまたはⅡ」に該当する方は、**限度額適用認定証の提示が必要となりました。**まだお持ちでない方は、申請をお願いいたします。※2

※2 非課税の方につきましては、これまでと同様に限度額適用認定証の提示が必要ですので、お持ちでない方は申請をお願いいたします。

申請書等のご提出は郵送でお願いします。

